平成２４年（フ）第２１８号
三重県鈴鹿市三日市３丁目22番18号　ラフィネサノ２　１―A、申立時の住所三重県亀山市関ヶ丘521番地163
債務者　デ　ソウザ　マルシオ　エリアス（DE　SOUZA　MARCIO　ELIAS）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２１号
三重県鈴鹿市徳田町30番地
債務者　渥美　昌恵
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２５号
三重県津市乙部10―21　イーストコート１―A、住民票上の住所三重県津市白山町川口298番地
債務者　真居　承一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1539番地
債務者　津田みゆき
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1539番地
債務者　津田　久輝
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第４５６号
神戸市北区君影町２丁目１番51―305号、従前の住所神戸市須磨区中落合４丁目１番450―403号
債務者　山本　幹夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１２号
兵庫県三木市大塚１丁目３番10号
債務者　東　　幸子（旧姓柴村）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６８号
兵庫県三木市大村863番地の５　近藤方
債務者　北郷　正美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６９号
兵庫県三木市大村863番地の５
債務者　近藤多摩枝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７７号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目92番地レオパレスMOTOHAMA205
債務者　永岡　宣子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目78番地の１
債務者　森　　澄子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０５号
広島県安芸郡熊野町新宮５丁目14番１号
債務者　合原千代子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３４号
広島県廿日市市物見西１丁目７番３号　102
債務者　土井規久子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４７号
広島市佐伯区湯来町下863―１、住民票上の住所広島市西区井口鈴が台３丁目４番19号
債務者　山縣チズコ・山県チズコこと　本西チズコ
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７４号
広島県東広島市黒瀬切田が丘２丁目16番18号
債務者　石中　博司
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３２号
広島市南区南大河町15番７―201号
債務者　杉原　美子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３９号
広島市東区山根町２番１―204号
債務者　岩口千恵美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
　広島地方裁判所民事第４部